

2006年11月30日

倉敷市長  
古市健三 様

(財)水島地域環境再生財団  
理事長 森瀧健一郎



## 「倉敷市環境基本計画」改訂に関する意見書

このたび、倉敷市が示されました「倉敷市環境基本計画改定案」につきまして、以下のとおり意見を提出いたします。

今後の計画策定や改訂が効果的におこなわれ、よりよい計画が市民と共につくられるよう期待します。

### 記

#### 「倉敷市環境基本計画」改訂に関する意見

##### 第1章

P. 2 「各主体の役割などを示す」のであれば、市民・企業のとりくみを現実化するために、実際にどう働きかけるのか示すべきである。

新たに付加された「協働」という言葉を実質的なものにするには、多様な主体が同じテーブルで話し合える場を設けることからはじめなくてはならないのではないかと。

##### 第2章

P. 9 ベンゼンの経年変化についてのグラフ上に描かれた破線は、現実の値の推移ではなく、環境基準（ $3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）であることを明示すべきである。

P. 14 騒音については、「目標値をおおむね達成」と記述するにとどめず、基準を達成できていないところがあることを明示し、これを改善していく必要があることを示すべきである。

P. 16 「海洋ごみ」に関して、倉敷市も環境省の「瀬戸内海海ごみ対策検討会」に参加していること、そして今後、積極的に対策を行っていくとしていることを明示すべきである。

P. 23 工場緑化については、企業に「協力を求めていく必要がある」と述べるにとどまらず、個々の企業をきちんと指導し、緑化を推進していくべきである。

- P. 26 地球温暖化への影響の大きさから考えると、地球温暖化の原因として「日常生活や経済活動の拡大」が指摘されているが、その原因としての重大さからみるなら「経済活動や日常生活」という順序に書き改めるべきであろう。特に倉敷市では、水島コンビナートという巨大な温室効果ガス発生源を擁している。そうした地域の現状をきちんと把握し、対策をとるためにも、倉敷市内での温室効果ガス排出量、その主要な排出源を、その寄与の度合いにも触れながら明示するべきである。

#### 第4章

- P. 31 「健康で安心して暮らせる環境」は以前の文に比べればよくなっている。ただ、「環境問題は水島工業地帯からの産業型公害に始まりました」述べているが、小規模の環境問題は紡績等の工場立地等から発生したという歴史も無視できない。したがって、「大規模な環境問題、激甚な被害を出した環境問題は、水島工業地帯からの……」としたほうがよいのではないだろうか。

#### 第6章

- P. 34 このページ以降、「目的達成のための施策」について記述されており、その施策の担い手としての市・事業者・市民の三者があげられている。このページ以降、施策とその担い手のそれぞれについての役割が記述されているが、施策とその担い手については分けて記述するべきであり、役割については一つの施策につき特定の主体に固定的ではなく臨機応変に対応していくべきではないだろうか。
- なお、NPOについては、市民の中での役割についてもっと具体的な説明が必要であろう。

#### 第7章

この章全体を通じてだが、市民の役割をこういう形で示されるのには違和感がある。今回は無理かもしれないが、今後の改訂の時には、市民・企業・行政がそれぞれより具体的に議論できるようにするべきである。

- P. 44 「測定局の配置を見直します」という表現はあいまいである。「見直し」の中で測定局を移動したり、廃止すると、継続して大気を測定してきた意味をまったくなくさない。「見直し」という表現はするべきではない。大気環境はさらなる悪化の傾向があるので、調査箇所を増やす必要性を認識するべきである。
- 光化学オキシダントなどの大気環境の悪化原因を把握するなど、監視だけでなく調査を行うべきである。
- また健康被害予防事業を強化するべきである。一般に生活環境とその健康への影響に関する調査を強化する必要があるだろう。

- P. 46 市民が公共交通機関を利用しやすくするための公共交通の充実をはかることに市

としてさらに本格的に取り組むことが必要ではなかろうか。

- P. 54-55 企業への温室効果ガス排出規制をおこなうべきである。
- P. 62 「海洋ゴミの処理に協力します」の記述にとどめず、市として積極的・主体的に取り組む姿勢が必要である。
- P. 63 重点施策の1つとして若干触れられてはいるが、大規模公害が発生した地域でもあることから、そのことへ明確な認識も含めて公害学習を行うことが重要であろう。

## 第8章

- P. 68 自然史博物館は、地域別の記述の中に押し込められるべきではない。倉敷地域の中にとどめられずに、倉敷市内全域の位置づけをされるべきであろう。
- P. 71 水島地域に関しては市長が選挙公約で「森にする・森で囲む」などと提言していることを受けて、もっと緑地にふれるべきではないか。工場緑地に力をいれるなど記述に工夫をしてほしい。また、八間川の両側の柳並木には、枯死している木もみられる。総合的な整備を検討する必要があるであろう。
- P. 78 玉島ハーバーアイランドについて環境面でその問題点にふれる必要があるのではなかろうか。

## 第9章

- P. 86 「倉敷の名井 20 選の顕彰」について、以前の環境審議会で名水 20 選の顕彰はしないことになったのではないか。
- P. 89 地球温暖化問題について、その原因物質削減の数値目標を立て、条例を制定してでも、削減に努力することが必要ではないか。都市計画・産業政策の観点からも取り組むことが必要である。
- P. 92 前述したが廃棄物対策では、「海洋ゴミ対策」を重点施策に位置づけて、実施することが必要ではないか。

以上

財団法人水島地域環境再生財団

〒712-8034 倉敷市水島西栄町 13-23

TEL: 086-440-0121 FAX: 086-446-4620